

令和8年1月
山形市

建設業者等の皆様へ

公共工事の発注における入札金額の内訳について

本市の入札について、以下の改正を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

1 入札時の内訳書に労務費等の明示が必要になります。

○ 内容

【建設工事】

今後の入札の際は、内訳書に材料費、労務費及び適正な施工に不可欠な経費（法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金）の記載が必要になります。

これまで、本市の建設工事に係る入札時は入札書と併せて工事費内訳書をご提出いただいておりましたが、今後は入札書、工事費内訳書と併せて別添の「入札金額内訳明示書」を提出していただきます。

入札書の提出時に「工事費内訳書」と「入札金額内訳明示書」のどちらかまたは両方の提出がない場合、当該入札参加者の入札書は無効となります。

※任意様式の工事費内訳書に材料費、労務費及び適正な施工に不可欠な経費を記載していただいても構いません。その場合、「入札金額内訳明示書」は不要になりますが、必要な経費の記載がない場合は、無効となりますのでご注意ください。

2 契約前に労務費ダンピング調査を実施します。

○ 内容

【建設工事】（随意契約を除く）

落札者となった方は労務費ダンピング調査の対象者となります。

入札時に提出いただいた「工事費内訳書」及び「入札金額内訳明示書」を用いて調査を行い、一定の水準を下回った場合には、「理由書」により積算の根拠を示していただきます。理由書の内容から合理的な回答でないと判断された場合、労務費ダンピングが行われている事案として建設Gメンへ通報します。

《実施時期》

令和8年1月13日以後に入札の公告、指名通知を行う案件に適用します。

【問い合わせ先】

まちづくり政策部 建設契約課 工事契約係 TEL 023-641-1212 (内線 462・463)
上下水道部 総務課 契約係 TEL 023-645-1177 (内線 224・226)